

事 務 連 絡
平成19年 6 月 20日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸 入 食 品 安 全 対 策 室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(フィリピン産マンゴー)

標記については、平成19年3月30日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、フィリピン政府から、下記の輸出業者について、対日輸出マンゴーに係る残留農薬管理が適切になされていることが確認され、検査命令免除輸出業者への追加要請があったことから、同事務連絡の別添1の2の別表16に当該企業を追加し、別紙のとおりとしますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願ひします。

記

Diamond Star Agro Products, Inc.